		に係るもの												
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(八) 同条例第12条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						
		(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長						
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(九) 同条例第14条第２項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕の指示												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						
		(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長						
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(十) 同条例第16条第２項の規定による特別県営住宅を使用しない旨の届出の受理												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						
		(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長						
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(十一) 同条例第17条第３項の規定による特別県営住宅の一部の他の用途への利用の承認												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						
		(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長						
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(十二) 同条例第18条第１項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の承認												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						
		(3) 米子土木事務所の管轄区域に係るもの					○	米子土木事務所長						
		(4) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの					○	日野総合事務所県民局長						
		(十三) 同条例第23条の規定による特別県営住宅の検査												
		(1) 鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの					○	鳥取土木事務所長						
		(2) 倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの					○	倉吉土木事務所長						

２項から第６項までの規定により知事が行うこととされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	施								
	3 同法第63条第２項の規定による保安機関の事務所等への立入検査等			○					
十七 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく知事の権限に属する事務（以域連合の長に委任したものを除く。）	1 同法第５条の規定による火薬類の販売の営業の許可			○					
	2 同法第８条の規定による火薬類の販売の営業の許可の取消し		○						
	3 同法第11条第３項の規定による技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことの命令		○						
	4 同法第12条第１項の規定による火薬庫の設置等の許可			○					
	5 同法第13条の規定による火薬庫の所有等をしないことの許可			○					
	6 同法第14条第２項の規定による火薬庫の修理等の命令			○					
	7 同法第17条第１項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可 (一) 50キログラム以下の火薬、25キログラム以下の爆薬、600個以下の雷管、500メートル以下の導爆線、1,000メートル以下の導火線、5,000個以下の建設用びょう打ち銃用空包及びコンクリート破砕器（十七及び十九において「委任火薬類」という。）に係るもの（鳥取土木事務所の管轄区域に係るものを除く。11の(一)並びに十九の１の(一)及び３の(一)において同じ。）						○	土木事務所長	
	(二) (一)以外のもの			○					
	8 同法第17条第３項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し (一) ７の(一)により許可したものに係るもの						○	土木事務所長	
	(二) ７の(二)により許可したものに係るもの			○					
	9 同法第17条第４項、第７項及び第８項の規定による譲渡許可証等の交付、書換交付及び再交付			○					
	10 同法第24条第１項の規定による火薬類の輸入の許可		○						
	11 同法第25条第１項の規定による火薬類の消費の許可 (一) 火薬類の爆発又は燃焼の許可のうち委任火薬類並びに煙火の爆発及び燃焼の許可						○	土木事務所長	
	(二) (一)以外のもの			○					
	12 同法第25条第３項								

	(3)　米子土木事務所の管轄区域に係るもの						○		米子土木事務所長
	(4)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○		日野総合事務所県民局長
	(十四)　同条例第24条第１項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求	○							
八　住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第７条の規定による住宅改良事業の事業計画及びその変更についての協議		○						
	2　同法第９条第１項の規定による改良地区内における土地の形質の変更等の許可			○					
	3　同法第９条第４項の規定による法令に違反した者に対する土地の原状回復等の命令		○						
	4　同法第21条第１項の規定による測量等のための土地の試掘等の許可			○					
	5　同法第32条の規定による市町村に対する住宅地区改良事業のための技術的援助		○						
	6　同法第34条の規定による市町村に対する報告及び資料の提出の要求並びに勧告、助言及び援助			○					
九　地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第27条の規定による事業計画及び資金計画の承認並びに当該承認についての国土交通大臣への協議		○						
	2　同法第40条第１項の規定による地方公社への立入検査		○						
	3　同法第40条第１項の規定による地方公社に対する業務等の報告の要求			○					
	4　同法第41条の規定による地方公社の業務に関する監督上必要な命令		○						
	5　同法第42条第１項の規定による法令違反等の場合の地方公社に対する業務の停止等の命令		○						
	6　同法第44条の規定による国土交通大臣へ提出する書類の受理及び当該書類の国土交通大臣への送付		○						
十　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1　同法第28条の４第３項第５号イ、第31条の２第２項第10号ハ、第62条の３第４項第10号ハ又は第63条第３項第５号イの規定による優良な宅地の認定			○					
	2　同法第28条の４第３項第６号、第31条の２第２項第11号ニ、第62条の３第４項第11号ニ又は第63条第３項第６号の規定による優良な住宅の認定			○					
	3　同法第28条の４第３項、第31条の２第２項、第62条の３第４項又は第63条第３項の規定による優良な宅地又は優良な住宅の認定の証明			○					
十一　住宅金	1　同法第23条第１項の規定による火薬類の消費の許可の取消し							○	土木事務所長
	(一)　11の(一)により許可したものに係るもの								
	(二)　11の(二)により許可したものに係るもの			○					
	13　同法第27条第１項の規定による火薬類の廃棄の許可			○					
	14　同法第29条第１項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可			○					
	15　同法第29条第４項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定			○					
	15の２　同法第30条第３項の規定による火薬類取扱保安責任者等の選任及び解任の届出の受理			○					
	16　同法第31条第３項の規定による火薬類製造保安責任者免状等に係る試験の実施		○						
	17　同法第31条第３項の規定による火薬類製造保安責任者免状等の交付			○					
	18　同法第31条第５項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の返納の命令		○						
	19　同法第31条第７項において準用する同法第17条第７項及び第８項の規定による火薬類取扱保安責任者免状の書換交付及び再交付			○					
	19の２　同法第33条第２項の規定による火薬類取扱保安責任者の代理者の選任及び解任の届出の受理			○					
	20　同法第34条第２項の規定による取扱保安責任者等の解任の命令		○						
	21　同法第36条第２項の規定による安定度試験の実施の命令		○						
	22　同法第43条の規定による製造所等への立入検査の実施							○	土木事務所長
	(一)　消費者、消費場所又は保管場所で７の(一)及び11の(一)により許可したもの並びに十九の１の(一)により指示したものに係る立入検査、関係者への質問及び火薬類の取去								
	(二)　(一)以外のもの			○					
	23　同法第46条第２項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収			○					
	24　同法第47条の規定による現状の変更の指示			○					
	25　同法第52条第１項の規定による公安委員会の意見の聴取							○	土木事務所長
	(一)　消防課の項の十七の７の(一)及び11の(一)により許可するものに係る意見の聴取								
	(二)　消防課の項の十七の７の(二)及			○					

		融公庫法（昭和25年法律第156号）に基づく住宅金融公庫からの受託業務	の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一)　同法第17条第１項第１号に規定する住宅の建設のための資金の貸付けに係る工事の審査 (１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長									
			(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長									
			(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　同法第17条第５項に規定する住宅の改良のための資金の貸付けに係る申込みの受理及び審査並びに工事の審査						○	米子土木事務所長									
			(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長									
			(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長									
			(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (三)　同法第17条第９項に規定する産業労働者資金融通法（昭和28年法律第63号）第７条の規定による産業労働者住宅を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査						○	米子土木事務所長									
			(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長									
			(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長									
			(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (四)　同法第17条第10項に規定する施設建築物等又は中高層耐火建築物を建設するための資金の貸付けに係る工事の審査						○	米子土木事務所長									
			(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長									
			(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの						○	倉吉土木事務所長									
			(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○	米子土木事務所長									
			2　同法第23条第８項の規定による住宅金融公庫からの受託業務 (一)　雇用・能力開発機構法（平成11年法律第20号）第19条第３項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号）第８条第１項に規定する労働者住宅又は勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第９条第１項及び第10条の３第１項第２号に規定する分譲住宅等を設置するための資金の																

	び11の(二)により許可するものに係る意見の聴取							
	26　同法第52条第２項の規定による公安委員会等への通報 (一)　消防課の項の十七の７の(一)及び11の(一)により許可したものに係る通報						○	土木事務所長
	(二)　消防課の項の十七の７の(二)及び11の(二)により許可したものに係る通報		○					
十八　火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第12条第１項の規定により知事が行うこととされた火薬類取締法に基づく事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1　同法第３条の規定による火薬類の製造の営業の許可		○					
	2　同法第８条の規定による火薬類の製造の営業の許可の取消し	○						
	3　同法第９条第３項の規定による製造施設の修理等の命令		○					
	4　同法第10条第１項の規定による製造施設の位置等の変更の工事等の許可		○					
	5　同法第15条の規定による製造施設等の完成検査		○					
	6　同法第28条第１項の規定による危害予防規程の認可及びその変更の認可		○					
	7　同法第28条第３項の規定による危害予防規程の変更の命令		○					
	8　同法第29条第１項の規定による保安教育計画の認可及びその変更の認可		○					
	9　同法第34条第１項の規定による製造保安責任者等の解任の命令	○						
	10　同法第35条第１項の規定による製造施設等の保安検査		○					
	11　同法第42条の規定による事業等に関する報告の徴収		○					
	12　同法第44条の規定による火薬類の製造の営業の許可等の取消し及び事業の停止の命令	○						
	13　同法第45条の規定による災害の発生の防止等のための措置	○						
十九　火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく知事の権限に属する事務（広域連合の長に委任したものを除く。）	1　同規則第15条の規定による安全な場所の指示 (一)　同条の表の貯蔵する者等の区分の欄の(１)から(５)までの規定によるもの						○	土木事務所長
	(二)　(　)以外のもの		○					
	2　同令第39条の規定による旧許可証の受理		○					
	3　同規則第40条の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の交付 (一)　委任火薬類に係るもの						○	土木事務所長
	(二)　(一)以外のもの		○					
	4　同令第81条の14の表第11項の規定によ		○					

		貸付けに係る工事の審査 （1）　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの （2）　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの （3）　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
	十二　不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第１項の規定による不動産特定共同事業の許可		○					
		2　同法第８条第１項の規定による事務所の所在地の変更の許可		○					
		3　同法第９条の規定による業務の変更等の認可		○					
		4　同法第34条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指示		○					
		5　同法第34条第３項（同法第35条第３項又は第37条第３項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときの主務大臣への報告及び他の都道府県知事への通知		○					
		6　同法第35条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務の停止の命令	○						
		7　同法第36条の規定による不動産特定共同事業の許可の取消し	○						
		8　同法第37条第１項又は第２項の規定による不動産特定共同事業者に対する業務管理者の解任の命令	○						
		9　同法第38条の規定による処分をしたときの公告		○					
		10　同法第39条の規定による不動産特定共同事業者に対する必要な指導、助言及び勧告		○					
		11　同法第40条第１項の規定による事務所への立入検査等		○					
	十三　その他の事務	1　既設県営住宅又は既設特別県営住宅の修繕工事及び環境整備工事の執行 （一）　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの （二）　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの （三）　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの						○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長
		2　県営住宅又は特別県営住宅の建替え等のための移転料又は仮住居借上げに係る契約の締結の決定 （一）　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの （二）　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの （三）　米子土木事務						○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務

	る許可申請書等の記載事項の変更の届出の受理							
	5　同令第81条の14の表第12項の規定による消費者からの報告書の受理		○					
二十　電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）第５条第１項の規定により知事が行うこととされた電気用品取締法（昭和36年法律第234号）に基づく事務	1　同法第45条第１項の規定による業務に関する報告の徴収		○					
	2　同法第46条第１項の規定による事務所等への立入検査の実施		○					
二十一　ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第45条第２項の規定による損失の補償の裁定	○						
二十二　ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号）第８条の規定により知事が行うこととされたガス事業法に基づく事務	1　同法第46条第１項の規定による事業に関する報告の徴収					○		
	2　同法第47条第１項の規定による営業所等への立入検査の実施					○		
	3　同法第47条の２第１項の規定によるガス用品を提出すべきことの命令					○		
二十三　武器等製造法（昭和28年法律第145号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第17条第１項の規定による銃砲等の製造の許可		○					
	2　同法第18条の規定による銃砲等の試験的製造の許可		○					
	3　同法第19条第１項の規定による銃砲等の販売の事業の許可		○					
	4　同法第20条において準用する同法第６条の規定による銃砲等の製造の許可等の取消し	○						
	5　同法第20条において準用する同法第８条第１項の規定による銃砲等の種類の変更の許可		○					
	6　同法第20条において準用する同法第９条第３項の規定による銃砲等の製造のための設備等の修理等の命令	○						
	7　同法第20条において準用する同法第12条第１項の規定による工場等の移転の許可		○					
	8　同法第20条において準用する同法第15条の規定による銃砲等の製造の許可等の取消し及び事業の停止の命令	○						
	9　同法第36条第１項の規定による工場等への立入検査の実施		○					

		所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								所長
		3　不動産登記法（明治32年法律第24号）に基づく不動産の登記							○	土木事務所長
		4　自然災害により被災した住宅の復興に対する補助及び利子補給に係る事務 (一)　鳥取土木事務所の管轄区域に係るもの (二)　郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (三)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (四)　米子土木事務所の管轄区域に係るもの (五)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○ ○ ○ ○ ○	鳥取土木事務所長 郡家土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長 日野総合事務所県民局長
経済通商課	一～十　略									
	十一　割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第15条の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1及び2　略								
	十二　略									
	十三　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成5年政令第218号）第2条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に基づく事務	1～7　略								
	十四　略									
	十五　中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）に基づく知事の権限に属する事	1及び2　略								
		3　同令第3条第2項第2号の規定による診断の実施 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (二)　日野郡の区域に係るもの							○ ○	西部県民局長 日野総合事務所県民局長

経済通商課	一～十　略									
	十一　割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第15条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく事務	1及び2　略								
	十二　略									
	十三　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令（平成5年政令第218号）第3条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に基づく事務	1～7　略								
	十四　略									
	十五　中小企業指導法（昭和38年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第4条の規定による中小企業指導事業の実施に関する計画の決定及びこれの経済産業大臣への届出		○						
		2　同法第7条の規定による特定指定事業を行う者の指定		○						
		3　同法第8条第2項の規定による指定法人に対する改善命令、指定の取消し又は必要な措置の実施		○						
	十六　中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）に基づく知事の権限に属する事	1及び2　略								
		3　同令第6条の規定による診断の実施 (一)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの							○	西部県民局長

務	(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○			
	4　同令第３条第４項の規定による診断報告書の交付 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部県民局長	
	(二)　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所県民局長	
	(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○			
	5　同令第３条第６項の規定による診断報告書の内容の実施等に関する助言 (一)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの							○	西部県民局長	
	(二)　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所県民局長	
	(三)　(一)及び(二)以外の区域に係るもの						○			
十六　略										
経営商業課	一　信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第４条の規定により知事の権限に属するものとされた信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく事務	1～3　略								
一　略										
三　鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務		1及び2　略								
四　鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務		1及び2　略								
五　略										
六　鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）に基づく知事の権限に属する事務		1～5　略								
		6　同規則第13条第２項の規定による完了検査の実施 (一)　倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの						○	中部県民局長	
		(二)　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの						○	西部県民局長	
		(三)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所県民局長	
		(四)　(一)から(三)まで以外の区域に					○			

務	(二)　(一)以外の区域に係るもの						○			
	4　同令第７条の規定による診断勧告書のの交付 (一)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの							○	西部県民局長	
	(二)　(一)以外の区域に係るもの						○			
	5　同令第９条の規定による診断勧告書の内容の実施等に関する指導 (一)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの							○	西部県民局長	
	(二)　(一)以外の区域に係るもの						○			
	6　同令第11条第１項から第３項までの規定による研修の基準に基づく経営管理に関する研修の実施						○			
	7　同令第12条第１項から第３項までの規定による研修の基準に基づく技術に関する研修の実施						○			
十七　略										
経営流通課	一　信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第２条の規定により知事の権限に属するものとされた信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく事務	1～3　略								
二　略										
三　鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和41年４月鳥取県規則第10号）に基づく知事の権限に属する事務		1及び2　略								
四　鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和41年４月鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務		1及び2　略								
五　略										
六　鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年３月鳥取県規則第31号）に基づく知事の権限に属する事務		1～5　略								
		6　同規則第13条第２項の規定による完了検査の実施 (一)　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの						○	西部県民局長	
		(二)　(一)以外の区域に係るもの					○			

		係るもの							
		7～11　略							
七～十五　略									
工業振興課	二　略								
	二　略								
	三　略								
	四　鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による利用の許可 (一)　インキュベート室に係るもの	○					○	産業技術センター所長
		(二)　(一)以外のもの						○	産業技術センター所長
		2　同条例第６条の規定による使用料及び手数料の減免						○	産業技術センター所長
		3　同条例別表の規定による使用料及び手数料の額の決定						○	産業技術センター所長
	五　鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則に定める知事の権限に属するすべての事務 (一)　インキュベート室に係るもの	○					○	産業技術センター所長
		(二)　(一)以外のもの							
	六　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成９年法律第28号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第７条第４項の規定による高度化等計画の承認	○						
		2　同法第８条第２項の規定による高度化等計画の承認の取り消し	○						
		3　同法第８条第３項において準用する同法第７条第４項の規定による承認高度化等計画の変更の承認	○						
		4　同法第９条第４項の規定による高度化等円滑化計画の承認	○						
		5　同法第10条第３項において準用する同法第９条第４項の規定による承認高度化等円滑化計画の変更の承認	○						
		6　同法第10条第２項の規定による承認高度化等円滑化計画の承認の取り消し	○						
		7　同法第23条第４項の規定による進出計画の承認	○						
		8　同法第24条第３項において準用する同法第23条第４項の規定による承認進出計画の変更の承認	○						

		7－11　略							
七～十五　略									
工業振興課	一　鳥取県工場設置促進条例（昭和42年３月鳥取県条例第４号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第２条の規定による奨励金の交付		○					
		2　同条例第５条の規定による奨励金交付申請書の受理		○					
		3　同条例第６条第２項の規定による奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があった旨の届出の受理		○					
		4　同条例第７条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の返還の命令	○						
	二　略								
	三　略								
	四　略								
	五　鳥取県産業技術センター手数料徴収条例（昭和30年３月鳥取県条例第９号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による手数料の減免						○	産業技術センター所長
		2　同条例別表の規定による手数料の額の決定						○	産業技術センター所長
	六　鳥取県産業技術センター手数料徴収条例施行規則（昭和31年８月鳥取県規則第58号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務						○	産業技術センター所長
	七　特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成４年法律第44号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第７条第４項の規定による進出計画の承認		○					
		2　同法第８条第２項の規定による承認進出計画の承認の取り消し		○					
		3　同法第８条第３項において準用する同法第７条第４項の規定による承認進出計画の変更の承認		○					
		4　同法第９条第４項の規定による円滑化計画の承認		○					
		5　同法第10条第２項の規定による承認円滑化計画の承認の取り消し		○					
		6　同法第10条第３項において準用する同法第９条第４項の規定による承認円滑化計画の変更の承認		○					

	9　同法第24条第２項の規定による承認進出計画の承認の取り消し		○						
	10　同法第25条第４項の規定による進出円滑化計画の承認		○						
	11　同法第26条第３項において準用する同法第25条第４項の規定による承認進出円滑化計画の変更の承認		○						
	12　同法第26条第２項の規定による承認進出円滑化計画の承認の取消し		○						
七　中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第４条第３項の規定による経営革新計画の承認		○						
	2　同法第５条第３項において準用する同法第４条第３項の規定による承認経営革新計画の変更の承認		○						
	3　同法第５条第２項の規定による承認経営革新計画の取消し		○						
	4　同法第９条第１項の規定による生産額又は取引額が相当程度減少している旨の確認		○						
	5　同法第９条第５項の規定による生産額又は取引額が大幅に減少している旨の確認		○						
八　略									
九　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第７条の規定による特定支援事業を行わせる法人の指定		○						
	2　同法第８条第２項の規定による改善命令及び指定の取消し等		○						
十　その他の事務	1　略								
	2　鳥取県企業立地促進資金融資制度要綱に基づく次の事務 （一）　同要綱３に規定する貸付対象事業の認定 （１）　倉吉市及び東伯郡の区域に							○	中部県民局長

八　特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成５年法律第03号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条第３項の規定による新分野進出等計画の承認		○						
	2　同法第４条第２項の規定による承認新分野進出等計画の承認の取消し		○						
	3　同法第４条第３項において準用する同法第３条第３項の規定による承認新分野進出等計画の変更の承認		○						
	4　同法第６条の２第２項において準用する同法第３条第３項の規定による事業展開計画の承認		○						
	5　同法第６条の２第２項において準用する同法第４条第２項の規定による承認事業展開計画の承認の取消し		○						
	6　同法第６条の２第２項において準用する同法第４条第３項の規定による承認事業展開計画の変更の承認		○						
	7　同法第７条第２項において準用する同法第３条第３項の規定による事業開始計画の承認		○						
	8　同法第７条第２項において準用する同法第４条第２項の規定による承認事業開始計画の承認の取消し		○						
	9　同法第７条第２項において準用する同法第４条第３項の規定による承認事業開始計画の変更の承認		○						
	10　同法第10条第１項の規定による特別中小企業者の認定		○						
九　略									
十　その他の事務	1　略								

| | | |

	命令								
	9　同法第19条第１項又は第２項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業若しくは旅行業者代理業の登録の取消し		○						
	10　同法第20条第１項又は第２項の規定による旅行業者又は旅行業者代理業の登録の抹消			○					
	11　同法第23条第１項の規定による意見の聴取		○						
	12　同法第23条第３項の規定による意見を聴取しないで行う登録の拒否等		○						
	13　同法第25条の規定による旅行業者等の団体の届出の受理			○					
	14　同法第26条第１項及び第２項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収及び旅行業者等の営業所等への立入検査の実施			○					
二　旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第49条第１項の規定による意見聴取会の議長の指名		○						
三　通訳案内業法（昭和24年法律第210号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第３条の規定による通訳案内業の免許		○						
	2　同法第14条の規定による通訳案内業の免許の取消し又は営業の停止の命令		○						
四　国際ホテル整備法（昭和24年法律第279号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第12条第２項又は第13条第２項（これらの規定を同法第18条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な措置を講ずべきことの指示			○					
	2　同法第44条第１項及び第３項の規定による登録ホテル業等を営む者の事業に関する報告の徴収及び登録ホテル等への立入検査の実施			○					
五　鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成９年６月鳥取県条例第16号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条の規定による利用の許可			○					
	2　同条例第４条第２項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○					
	3　同条例第５条の規定による必要な措置の命令			○					
	4　同条例第６条の規定による利用の許可の取消し		○						
六　鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成９年12月鳥取県条例第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第３条第２項の規定による入館の拒否及び退去の命令			○					
	2　同条例第４条の規定による必要な措置の命令			○					
	3　同条例第５条の規定による利用の許可			○					
	4　同条例第６条の規定による利用の許可の取消し		○						

労　一～六　略

労　一～六　略

働雇用課	七　鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第11条第２項の規定による訓練手当の受給資格の認定						○		
八～十　略										
十一　雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条の規定による職業転換給付金の支給			○						
十二　略										
十三　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく知事権限に属する事務	1　同法第46条の規定によるシルバー人材センターの指定及び同法第48条において準用する同法第24条第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地の公示		○							
	2　同法第48条において準用する同法第24条第３項の規定によるシルバー人材センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第４項に規定する当該事項の公示			○						
	3　同法第48条において準用する同法第37条の規定によるシルバー人材センターに対する同法第47条に規定する業務に関する監督命令			○						
	4　同法第48条において準用する同法第43条の規定による指定の取消し及び当該事項の公示		○							
十四　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
	2　同法第９条の12第１項の規定による障害者雇用支援センターの指定及び同条第２項の規定による名称及び住所並びに事務所の所在地並びに当該指定に係る地域の公示			○						
	3　同法第９条の12第３項の規定による障害者雇用支援センターの名称及び住所並びに事務所の所在地の変更の届出の受理及び同条第４項に規定する当該事項の公示			○						
	4　同法第９条の16の規定による指定を受けた者に対する同法第９条の13に規定する業務に関する監督命令			○						
	5　同法第９条の17の規定による指定の取消し及び当該事項の公示		○							
十五　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号）	1　同法第４条第１項の規定による改善計画の認定			○						
	2　同法第５条第１項の規定による改善計画の変更の認定			○						
	3　同法第５条第２項の規定による改善計画の認定の取消し			○						

働雇用課	七　鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第11条第２項の規定による訓練手当の受給資格の認定（職場適応訓練に係るものを除く。）						○		
八～十　略										
十一　雇用対策法（昭和41年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条第２号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給			○						
十二　略										
十三　鳥取県訓練手当支給規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第11条第２項の規定による訓練手当の受給資格の認定（職場適応訓練に係るものに限る。）			○						
十四　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略									
十五　雇用対策法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第13条の規定による職業転換給付金（同条第２号に規定する給付金を除く。）の支給		○							

	に基づく知事の権限に属する事務（経済通商課の所掌事務に係るものを除く。）										
	十六　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第63号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第８条第１項の規定による改善計画の認定			○						
		2　同法第９条第１項の規定による改善計画の変更の認定			○						
		3　同法第９条第２項の規定による改善計画の認定の取消し			○						
	十七　略										
農林水産部共通	一　農林土木工事（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野総合事務所の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、下蚊屋地区ほ場整備事業並びに水産基盤整備事業に係る農林土木工事を除く。以下農林水産部共通の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　農林土木工事に係る起工の決定 （一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下農林水産部共通の項の一及び二において同じ。）が５億円以上の工事に係るもの	○								
		（二）　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○							
		（三）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの （1）　日野郡の区域に係るもの								○	日野総合事務所長
		（2）　（1）以外のもの			○						
		（四）　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの								○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
		2　農林土木工事に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の２割以上の増減を伴うもの	○								
		（2）　（1）以外のもの		○							
		（二）　請負対象設計金額が２億円以上５億円未満の工事に係るもの		○							
		（三）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの （1）　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○							
		（2）　契約金額の５割以上の増を伴うもの		○							
		（3）　（1）及び（2）以外のもの									
	十六　略										
農林水産部共通	一　農林土木工事（大山山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業、米子地方農林振興局及び日野地方農林振興局の管轄区域にわたる農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業並びに下蚊屋地区ほ場整備事業、沿岸漁場整備開発事業並びに漁港整備事業に係る農林土木工事を除く。以下農林水産部共通の項の一及び二において同じ。）に係る知事の権限に属する事務	1　農林土木工事の執行の決定 （一）　請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下農林水産部共通の項の一及び二において同じ。）が２億円以上の工事に係るもの	○								
		（二）　請負対象設計金額が500万円以上２億円未満の工事に係るもの		○							
		（三）　請負対象設計金額が500万円未満の工事に係るもの			○						
		2　農林土木工事に係る起工の決定 （一）　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの	○								
		（二）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの		○							
		（三）　請負対象設計金額が7,000万円以上１億円未満の工事に係るもの			○						
		（四）　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの								○	地方農林振興局長
		3　農林土木工事に係る設計の変更 （一）　請負対象設計金額が２億円以上の工事に係るもの （1）　契約金額の２割以上の増減を伴うもの	○								
		（2）　（1）以外のもの		○							
		（二）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの		○							
		（三）　請負対象設計金額が7,000万円以上１億円未満の工事に係るもの （1）　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○							
		（2）　契約金額の５割以上の増を伴うもの		○							
		（3）　（1）以外及び（2）以外のもの			○						

		イ　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		ロ　イ以外のもの		○															
		(四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの										(四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの							
		(1)　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの		○								(1)　国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○						
		(2)　契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が1億円以上となる場合に限る。）		○								(2)　契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の請負対象設計金額が7,000万円以上となる場合に限る。）	○						
		(3)　(1)及び(2)以外のもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(3)　(1)以外及び(2)以外のもの						○	地方農林振興局長
		3　農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定										4　農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定							
		(一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○									(一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○						
		(二)　請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○								(二)　請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(三)　請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(三)　請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		4　農林土木工事に係る請負契約の締結の決定										5　農林土木工事に係る請負契約の締結の決定							
		(一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○								(一)　請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの	○						
		(二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの										(二)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(1)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		(2)　(1)以外のもの		○															
		(三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(三)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		5　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査										6　農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査							
		(一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○									(一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○						
		(二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○								(二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(三)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの										(三)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの			○				
		(1)　日野郡の区域に係るもの						○	日野総合事務所長										
		(2)　(1)以外のもの		○															
		(四)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長			(四)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの						○	地方農林振興局長
		6　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定										7　農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定							
		(一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○									(一)　契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○						
		(二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○								(二)　契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○					
		(三)　契約の対象となる部分の金額が										(三)　契約の対象となる部分の金額が			○				

		2,000万円以上3,000万円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの		○					○	日野総合事務所長									
		(四)　契約の対象となる部分の金額が2,000万円未満の工事に係るもの							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長							○	地方農林振興局長	
		7　農林土木工事の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの	○	○									8　農林土木工事の委託の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○	○					
		8　略											9　略						
	二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (三)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長	二　農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。(二)及び(三)において同じ。）が1億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○					○	地方農林振興局長
		2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		2　同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方農林振興局長
		3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (1)　日野郡の区域に係るもの (2)　(1)以外のもの (四)　請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○	○					○	日野総合事務所長 地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長		3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定 (一)　請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの	○	○	○				○	地方農林振興局長

| | | |

8　同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
9　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の委託 （一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）。（三）において同じ。）が２億円以上５億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が２億円未満の工事に係るもの （１）　日野郡の区域に係るもの （２）　（１）以外のもの	○ ○ ○						
10　同規則第30条第１項の規定による工事の監督の命令						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
11　同規則第33条第１項及び第２項の規定による措置の要求						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
12　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第５項、第40条後段及び第40条の２第３項の規定による工期又は請負代金の額の変更 （一）　請負対象設計金額が５億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が５億円以上となる場合を除く。）。（三）及び（四）において同じ。）が２億円以上５億円未満の工事に係るもの （三）　請負対象設計金額が１億円以上２億円未満の工事に係るもの （１）　日野郡の区域に係るもの （２）　（１）以外のもの （四）　請負対象設計金額が１億円未満の工事に係るもの	○